

**貨物概要**

フード（頭巾）の内面全体、外面の縁及び顎下保護部分の内面にムートンの毛皮を用いた綿織物製の男子用ハーフコート。

**分類**

関税率表第 4303.10 号（統計番号 4303.10-011）の羊の毛皮製の衣類

**分類理由**

第 11 部注 1 に、同部には含まれない物品として、「...第 43.03 項の毛皮製品...」と規定されており、関税率表解説第 62 類総説には「この類の物品の所属の決定に際し、例えば、...毛皮...の部分品又は附属品の存在は何ら影響を及ぼさない。しかし、それらの材料の存在が単なるトリミング以上の構成を成している場合には、その物品は、それらの材料の関連する類の注（特に毛皮及び羽毛の存在に関してはそれぞれ、43 類の注 4 及び 67 類の注 2 に従い...）」と規定されています。

毛皮を単にトリミングとして使用したものではなく毛皮を裏張りし又は外側に付けた衣類であることから、第 43 類注 4 の規定により上記のとおり分類されます。

**注記**

関税を課する場合の基礎となる貨物の性質は、特定の場合を除き、当該貨物の輸入申告の時における現況によります（関税法第 4 条）。

この分類事例は、一定の事実関係を前提とした一般的な回答であり、必ずしも事案の内容の全部を表現したものではありませんので、輸入を予定している具体的な貨物に適用する場合には、この回答内容と異なる関税率表適用上の所属（分類）となり、異なる課税関係が生ずることがあることにご注意下さい。

（具体的な貨物の関税分類や関税率について輸入申告時の審査の際に尊重される回答を希望される場合には、文書による事前教示をご利用下さい。）